

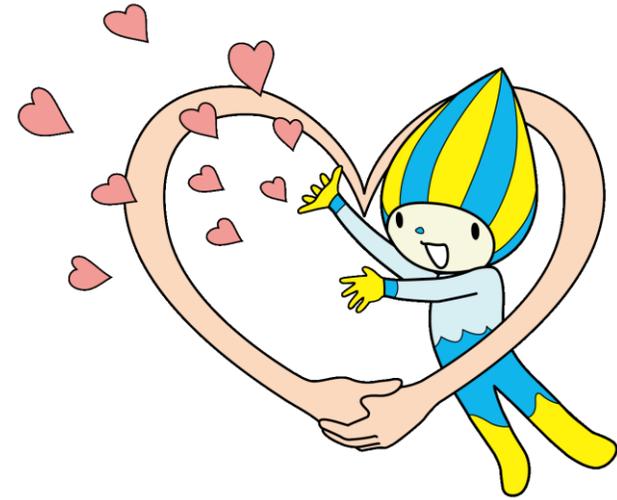
令和6年度 岐阜県介護保険指定事業所 集団指導

高齢者虐待防止のための措置等について



目次

1. 高齢者虐待について
2. 身体拘束について
3. 高齢者虐待防止措置の義務化
4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応
5. 虐待の防止に向けて



はじめに

説明に当たっての参考文献・参考資料

- ・国マニュアル：「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について 令和5年3月」 厚生労働省 老健局
- ・身体拘束廃止・防止の手引き：「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き 令和6年3月」令和5年度老人保健健康推進等事業 介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業
- ・公益財団法人 東京都福祉保健財団 要介護施設従事者等による高齢者虐待防止に役立つ資料等のリンク集
<https://www.fukushizaidan.jp/105kenriyogo/link/>



1. 高齢者虐待について



●全国における高齢者虐待の発生状況

高齢者虐待の判断件数、相談・通報件数（令和4年度対比）

	養介護施設従事者等(※1)によるもの		養護者(※2)によるもの	
	虐待判断件数 (※3)	相談・通報件数 (※4)	虐待判断件数 (※3)	相談・通報件数 (※4)
令和5年度	1,123 件	3,441 件	17,100 件	40,386 件
令和4年度	856 件	2,795 件	16,669 件	38,291 件
増減 (増減率)	267 件 (31.2%)	646 件 (23.1%)	431 件 (2.6%)	2,095 件 (5.5%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日)に市町村等が虐待と判断した件数(施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。)

※4 調査対象年度(同上)に市町村が相談・通報を受理した件数

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移

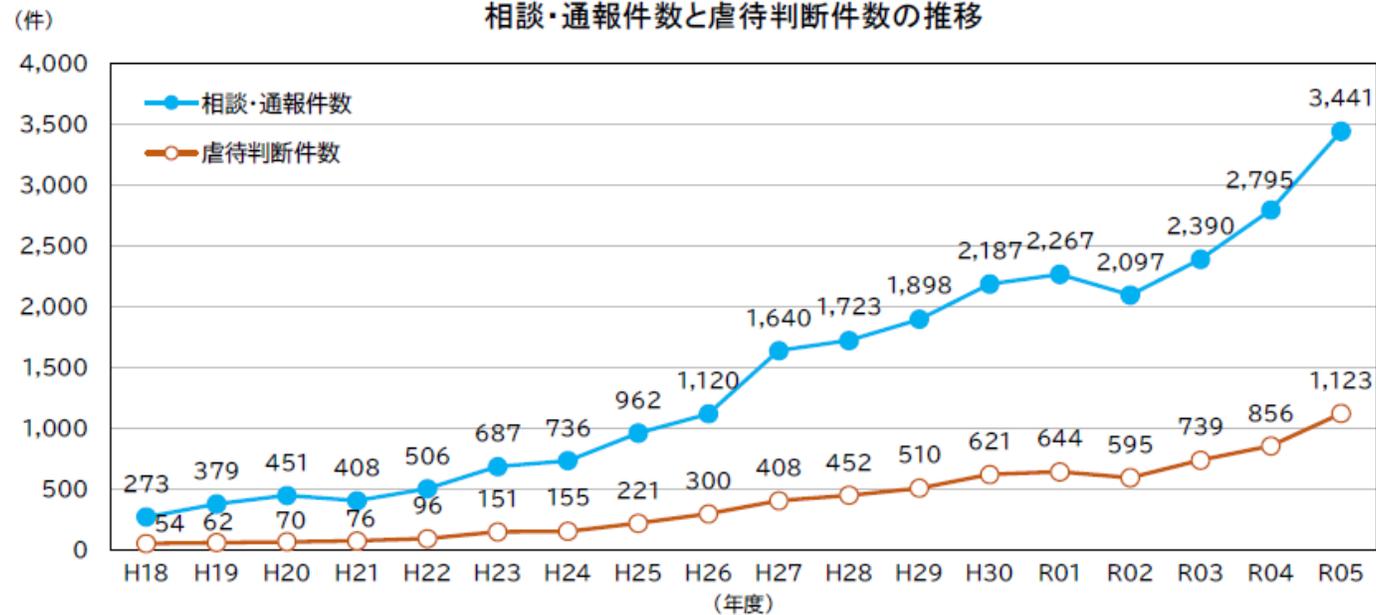
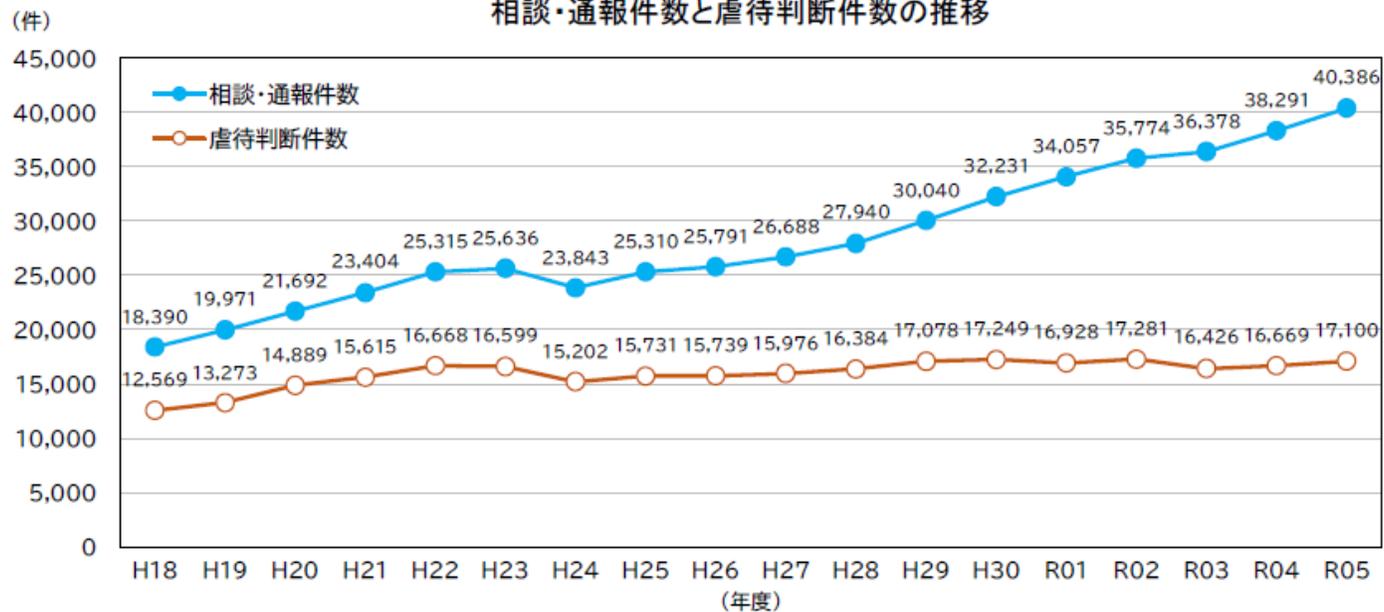


図2 養護者による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



●県内における高齢者虐待の発生状況

【令和5年度の県内の高齢者虐待の相談・通報件数及び判断件数】

	市町村への 相談・通報件数	市町村による 虐待判断件数
養護者による高齢者虐待	413	165
施設従事者等による高齢者虐待	29	7

【過去5年間の高齢者虐待の判断件数】

	養護者による高齢者虐待		施設従事者等による高齢者虐待	
	岐阜県	全国	岐阜県	全国
R 1	173 件	16,928 件	3 件	644 件
R 2	186 件	17,281 件	4 件	595 件
R 3	155 件	16,426 件	7 件	739 件
R 4	194 件	16,669 件	9 件	856 件
R 5	165 件	17,100 件	7 件	1,123 件

●高齢者虐待防止法（平成18年4月施行）

【第1条（目的）】

- ・虐待を受けた高齢者の保護や養護者の支援のための措置を定めた法律
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の虐待防止等に関する施策の促進により高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする

【第3条（国及び地方公共団体の責務等）】

- ・関係機関の連携強化、民間団体の支援、その他必要な体制整備の努力義務

【第5条（高齢者虐待の早期発見等）】

- ・医療・福祉従事者の高齢者虐待早期発見の努力義務

Point

- ・虐待をしている人を罰することを目的とはしていない（刑法とは異なる）
- ・虐待は自覚・悪意を問わず客観的事実により判断する



→高齢者の権利侵害が認められれば虐待ととらえ、高齢者の権利を護る

●高齢者虐待の定義（法第2条）

「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び要介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

◆高齢者とは

- ・ 65歳以上の者
- ・ 65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者
 - 養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用

◆養護者・養介護施設従事者とは

①養護者

高齢者を現に養護するものであって養介護施設従事者等以外の者

②養介護施設従事者等

養介護施設 又は 養介護事業 の業務に従事する者



●養介護施設等の定義（法第2条第5項）

「養介護施設等」＝「養介護施設」・「養介護事業」



	養介護施設	養介護事業
老人福祉法	老人福祉施設、有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業
介護保険法	（地域密着型）介護老人福祉施設、 介護老人保健施設、介護医療院、 地域包括支援センター	居宅サービス事業、地域密着型 サービス事業、居宅介護支援事業、 （地域密着型）介護予防サービス 事業、介護予防支援事業

●高齢者虐待の類型（法第2条第4項・第5項）

◆身体的虐待

- ・身体に外傷が生じる（おそれのある）暴行
（例：叩く、つねる、殴る、蹴る、意図的な処方薬の過剰投与、不適切な「身体拘束」 など）

◆介護・世話の放任・放棄（ネグレクト）

- ・衰弱させるような著しい減食又は放置、高齢者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること
（例：不衛生な状態や環境に放置、空腹・脱水・栄養失調の状態のまま放置 など）

◆心理的虐待

- ・著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他著しい心理的外傷を与える行為
（例：怒鳴る、ののしる、悪口をいう、侮辱する、無視する、嘲笑する、意に反した介助 など）

◆性的虐待

- ・わいせつな行為をすること、又はわいせつな行為をさせること
（例：排泄の失敗等に対し懲罰的に裸にして放置する、性器への接触、性行為の強要 など）

◆経済的虐待

- ・財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること
（例：年金・預貯金等の無断使用や本人の意思に反した使用、金銭の使用を理由なく制限すること、金品の要求 など）

2. 身体拘束について



●身体拘束 = 本人の行動の自由を制限すること

(介護保険法に基づく運営基準上の「身体的拘束等」と同義)



入所者（利用者）の生命または身体を保護するため、「緊急やむを得ない場合」を除き行ってはならず、原則として禁止されている。



身体拘束廃止・防止の対象となる具体的な行為(例)

- ①一人歩きしないように、車いす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルを付ける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

●身体拘束のスリーロック

◆フィジカルロック：物理的な行動抑制

- ・ 紐・腰ベルト・柵等を使い自由な行動を制限 など

◆ドラッグロック：薬の投与による行動制限

- ・ 徘徊者への睡眠薬導入剤、安定剤の投与 など

◆スピーチロック：言葉による行動制限

- ・ 強い口調での叱責（例「～しちゃダメ」「勝手に動くな」）など



●「緊急やむを得ない場合」とは =以下の3要件をすべて満たしていること

◆切迫性

- ・利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

◆非代替性

- ・身体拘束以外に代替する介護方法がないこと

◆一時性

- ・身体拘束は一時的なものであること



●緊急やむを得ない場合の対応

(県条例に基づく手続き)

- ◆**態様・時間・入所者の心身の状況・緊急やむを得ない理由を記録しておくこと**
(県条例：5年間保存)

- ◆**利用者や家族に対し説明し、同意を得ること**

※緊急やむを得ない場合に該当するかどうか
(= 3要件に該当するかどうか) の検討を組織的に慎重に行うこと



3. 高齢者虐待防止措置等の義務化



1 高齢者虐待防止関係

◆令和3年度基準省令改正（令和6年4月1日から義務化）

（1）すべての介護サービス事業者（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、下記の①から④の措置を義務付ける。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催・結果の周知徹底

②虐待の防止のための指針の整備

③虐待の防止のための研修の定期的な実施

④上記措置を適切に実施するための担当者の設置

（2）運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定める



◆令和6年度介護報酬改定（令和6年4月1日適用）

義務化された4点の措置（委員会の開催・結果の周知、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者の設置）が1つでも講じられていない場合、基本報酬を減算

「高齢者虐待防止措置未実施減算」

- ・速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月（発見した日の属する月）から3か月後に改善計画に基づく改善状況を報告
- ・事実が生じた月から3か月以降に計画に基づく改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数から1／100に相当する単位を減算

※経過措置：福祉用具貸与は令和9年3月31日まで適用しない。

2 身体的拘束等の適正化関係

◆令和6年度基準省令改正（令和6年4月1日から義務化）

（1）施設系サービスに加え、新たに短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置として、下記の①から③を義務付ける。

①身体的拘束等のための対策を検討する委員会の開催（3月に1回以上）及び
開催結果の職員への周知

②身体的拘束等の適正化のための指針の整備

③身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

（2）訪問系・通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、「緊急やむを得ない場合」を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない場合を記録することを義務付ける。

◆令和6年度介護報酬改定（令和6年4月1日適用）

義務化された3点の措置（委員会の開催・結果の周知、指針の整備、研修の定期的な実施）・身体的拘束等を行う場合の記録のうち1つでも行われていない場合、基本報酬を減算

「身体拘束廃止未実施減算」

- ・速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月（発見した日の属する月）から3か月後に改善計画に基づく改善状況を報告
- ・事実が生じた月から3か月以降に計画に基づく改善が認められた月までの間、利用者全員について、施設系サービスについては、所定単位数から10／100に相当する単位を、短期入所系サービス及び多機能系サービスについては、所定単位数から1／100に相当する単位を減算

※経過措置：短期入所系・多機能系サービスは令和7年3月31日まで適用しない。

◆県基準条例改正（令和6年4月1日適用）

（運営規程の変更）

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、上記基準省令改正（2）により新たに禁止規定が設けられた訪問系・通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売を行う県指定事業所において、県の独自基準として、運営規程の中に「緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続」にかかる条項を定める。

運営規程の参考例

（身体的拘束等の禁止）

- 第〇条 事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

4. 養介護施設従事者等による 高齢者虐待への対応



●早期発見の努力義務（法第5条）

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

Point

- ・「高齢者の福祉に職務上関係のある者」＝「高齢者虐待を発見しやすい立場」
⇒ 通常の国民よりも強い「早期発見努力義務」

●通報義務、通報による不利益な取扱いの禁止（法第21条）

- 1 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2、3 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、（当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、）速やかにこれを市町村に通報しなければならない。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

Point

- ・通報：証拠や根拠は必要なく、「**思われる（疑い）**」で通報が可能
- ・高齢者虐待（疑い）の通報義務は、**様々な守秘義務より優先される**
- ・通報に基づく市町村・都道府県の事実認定の結果、**虐待が認められなかったとしても責任は問われない**
- ・**通報者は保護される**（通報を理由として不利益な扱いを受けない。）

参考) 「公益通報者保護法」との関係

公益通報者保護法における規定

労働者（退職後1年以内の退職者を含む）又は役員が、事業者内部で法律違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、事業者内部の通報窓口（事業者が指定した従事者のこと。守秘義務違反した場合刑事罰あり）・権限を有する行政機関・その他の事業者外部（報道機関等）に対し通報した場合、通報者に対する保護が規定されている。

公益通報とは

労働者・退職者・役員が、不正の利益を得る目的・他人に損害を加える目的・その他不正の目的でなく、勤務先における刑事罰・過料の対象（のおそれ）となる不正を通報すること

保護の内容

解雇の無効

解雇以外の不利益な取扱いの禁止（降格、減給、退職の強要、給与上の差別、雑務の従事、退職金の不支給等）ほか



Point 通報者の探索を行うことを防ぐための措置

「公益通報者保護法に基づく指針（内閣府告示）において、事業者は「不利益な取扱いの防止に関する措置」として、「通報者の探索を行うことを防ぐための措置」を行う必要があると規定されています。（例：通報者の探索は行ってはならない行為であって、懲戒処分その他の措置の対象となることを定め、その旨を教育・周知する）

●市町村及び都道府県の守秘義務（法第22条、第23条）

（法第22条）

市町村は、法第21条第一項から第三項までの規定による通報を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設又は養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

（法第23条）

市町村が法第21条第一項から第三項までの規定による通報を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって、当該通報をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

市町村から報告を受けた都道府県職員についても同様とする。

Point

通報を受けた市町村・都道府県職員は、誰からの通報なのか分からないように対応する

5. 虐待の防止に向けて



〈虐待を未然に防ぐために〉

◆不適切なケアを減らす（虐待の芽を摘む）

- ・セルフチェックリスト、虐待の芽チェックリストの活用
→「悪気はないから」「これくらいなら大丈夫」を放置すると虐待につながる場合も
- ・利用者の立場になって考える→権利擁護の意識向上

◆虐待の背景・要因を理解し、対策する



●虐待の背景・要因の一例

◆組織運営（組織運営は健全か）

- ・理念とその共有の問題（介護理念や組織全体の方針 等）
- ・組織体制の問題（役割・責任の所在、必要な部門・組織、職員教育システム等の整備 等）
- ・運営姿勢の問題（情報公開、家族との連携 等）

◆負担・ストレスと組織風土（職員の負担・ストレスや組織風土の問題はないか）

- ・負担・ストレスの多さの問題（人手不足、業務量、夜勤の負担、負担からくるストレス、職場内人間関係）
- ・組織風土の問題（みてみぬふり、安易なケア、身体拘束容認、連絡不徹底 等）

◆チームアプローチ（チームアプローチは機能しているか）

- ・役割や仕事の範囲の問題（リーダーの役割が不明確、範囲が広すぎる 等）
- ・職員間の連携の問題（情報共有・意思決定の仕組みがない、異業種間の連携がない、他人任せ 等）

◆倫理観とコンプライアンス（倫理観を持ち、法令遵守を考えているか）

- ・意識不足の問題（職業倫理の薄れ、介護理念が共有されていない 等）
- ・虐待・身体拘束に関する意識・知識の問題（必要な法規、ケアを知らない・考えられない） 等

◆ケアの質（ケアの質は保たれているか）

- ・認知症ケアの問題（認知症に対する正しい理解の不足、ケアの仕方を知らない 等）
- ・アセスメントと個別ケアの問題（心身の状況を把握していない、アセスメント・ケアプランと実際のケアとの不整合）
- ・ケアの質向上のための教育の問題（認知症ケアの学習機会不足 等）

Point

- ・上記背景要因は、必ずしも直接的な虐待を生み出すわけではないものの、放置することでその温床となったり、いくつかの要因が作用することで虐待の発生が助長されたりすることもある。
- ・独立した要因でなく、相互に関係している場合が多くある。

●虐待の背景・要因を解消するための組織的な取り組み

(主な取り組み内容例)

◆組織運営

- ・理念の共有 ⇒ 経営層が業務に関わる、教材の作成、新人職員研修等での活用、会議等の場で理念を伝える等の啓発 等
- ・職員教育システム等の整備 ⇒ 職場内訓練（OJT）・職場外訓練（OFF・JT）の体制整備等
- ・運営姿勢（情報公開、家族との連携 等） ⇒ 虐待防止委員会の委員に選任、家族向けアンケートの実施・結果通知 等

◆負担・ストレスと組織風土

- ・負担・ストレスの多さの問題 ⇒ 定期的な職員面談の実施、シフト・交代時間等の見直し、ケア中のストレス・困りごとに対する話し合いの場を設置 等

◆チームアプローチ

- ・役割や仕事の範囲の問題 ⇒ チームの状況に応じた研修・勉強会の実施 等

◆倫理観とコンプライアンス

- ・虐待・身体拘束に関する意識・知識 ⇒ 虐待予防等チェックリストの定期的な実施、結果報告、改善の為の話し合い等の実施 等

◆ケアの質

- ・認知症ケア、ケアの質向上 ⇒ 事例検討、勉強会の実施 等
- ・アセスメントと個別ケア ⇒ 利用者の状況変化等に応じた会議の実施 等

おわりに

虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の予防・早期発見に努めていただきますようよろしくお願い致します。

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際、法律により通報者は保護されますので、早期発見・予防のためにも、躊躇せず通報いただきますよう、ご協力をお願い致します。

ご清聴ありがとうございました。

